# 健康保険勘定準備金の長期運用について

# 健康保険勘定準備金の長期運用について

- 健康保険勘定準備金のうち、健康保険給付費や拠出金等の定期的な支払に必要となる資金を除く準備金の運用については、2016(平成28)年1月にマイナス金利政策が導入されたこともあり、これまでは短期 運用(1年未満の定期預金等)で対応していたところ。
- 将来にわたって健康保険事業の運営の安定に資する上で必要とされる収益を中長期的に確保するために は、健康保険法第7条の33及び健康保険法施行令第1条の2∞の規定に基づき、準備金を適切に運用して いくことが重要。
- マイナス金利政策は2024(令和6)年3月に解除されたことにより利上げ局面に移行し、長期運用(1年を超える期間の運用)のメリットが高まっていること、更には運用リスクの低減(分散投資、短期・長期投資の組合せ)を図る観点から、本年度下期より準備金の長期運用を開始する。
- 準備金の長期運用にあたっては、将来にわたって確実に健康保険給付等の事業が実施できるよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施することとし、当面は概ね1,000億円を対象に「信託業務を営む金融機関への金銭信託」(満期保有を原則とする国債による運用を指定)を行う。

## ※) 準備金の運用に関する関係法令

#### 健康保険法(抄)

第七条の三十三 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率 的にしなければならない。

### 健康保険法施行令(抄)

- 第一条の二 全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
  - 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他厚生 労働大臣の指定する有価証券の取得
  - 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
  - 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託